

市施設の指定管理者

新たに決まる

市外局番は「0798」

市は、市の施設の運営管理を民間企業やNPO法人等に行わせる指定管理者制度を導入しています。指定期間満了により、4月から新たに指定管理者を指定した施設は下表のとおりです。

問合せは、指定管理者制度については行政経営推進課（0798・35・3600）、各施設の管理運営については下表の問合せ先へ。

| 施設名 | 指定管理者 | 施設名 | 指定管理者 |
|-------------------|------------|--|--------------|
| 文化振興課（35・3425） | | 環境総務課（35・3305） | |
| 市民会館 | 西宮市文化振興財団 | 満池谷火葬場 | 五輪・日本管財グループ |
| フレンテホール | | 満池谷納骨堂、市立墓地（満池谷、上田、中津、上鳴尾、白水峡公園） | 西宮市都市整備公社 |
| 甲東ホール | 双葉化学商会 | 甲山墓園 | 西宮高齢者事業団 |
| プレラホール | | 満池谷斎場 | 西宮市都市整備公社 |
| 山口ホール | 日本管財 | 公園緑地課（35・3611） | |
| 市民ギャラリー | 双葉化学商会 | 北山公園、植物生産研究センター花工房 | 西宮市都市整備公社 |
| 北口ギャラリー | | 鳴尾浜臨海公園（南地区） | パークマネジメント鳴尾浜 |
| 高齢福祉課（35・3032） | | 鳴尾浜公園 | 奥アンツーカ |
| 西宮老人福祉センター | 西宮市社会福祉協議会 | 鳴尾浜臨海公園北、津門中央公園 | |
| 鳴尾老人福祉センター | | 塩瀬中央公園、高座山公園、流通東公園 | 西宮スポーツセンター |
| 児童・母子支援課（35・3782） | | 西宮浜総合公園 | |
| 母子福祉センター | 西宮市社会福祉協議会 | 西宮中央運動公園、樋之池公園 | |
| 地域保健課（35・3301） | | スポーツ推進課（74・0554） | |
| 北口保健福祉センター検診施設 | 西宮市医師会 | 能登運動場、甲子園浜野球場 | 奥アンツーカ |
| 住宅管理課（35・3029） | | 中央体育館、同分館、今津体育館、鳴尾体育館、甲武体育館、北夙川体育館、塩瀬体育館 | 西宮スポーツセンター |
| 市営住宅（北部地区） | 日本管財 | | |
| 市営住宅（中部地区） | 西宮市都市整備公社 | | |
| 市営住宅（南部地区） | 日本管財 | | |
| 青少年育成課（35・3873） | | | |
| 山東自然の家 | 山東自然の家 | | |

国民健康保険 特別徴収のお知らせ

市は、年金を受給している65歳以上の国民健康保険の被保険者の世帯主を対象に、保険料の「特別徴収（年金からの天引き）」を実施しています。次の①～④全ての要件に該当する世帯の世帯主は特別徴収になります。

問合せは国保収納課（0798・35・3156）へ。

【要件】①世帯主が国民健康保険の加入者である、②世帯内の国民健康保険の被保険者全員が65歳～74歳である、③世帯主の年金受給額が年額18万円以上である、④国民健康保険料と介護保険料の合計額が世帯主の年金受給額の2

分の1を超えない

特別徴収の方法

特別徴収の対象になる年金は老齢・退職年金、障害年金、遺族年金のいずれかです。すでに特別徴収している人、4月から新たに特別徴収を開始する人は、4・6・8月は前年度の保険料を基に仮徴収します（8月分については変更になる場合あり）。

その後、確定した保険料から仮徴収額を引いた残額を、10・12月、来年2月の特別徴収で本徴収します。ただし、仮徴収額のみでも納め過ぎになる場合には過納額を還付します。

後期高齢者医療制度

仮徴収額が決定

市は、4月から新たに後期高齢者医療制度の特別徴収（年金からの天引き）を開始する人に「仮徴収額決定通知書」を送付しました。

これらの人は平成23年中の所得を基に保険料を仮計算し、4・6・8月に特別徴収します。すでに特別徴収している人は、2月に特別徴収された額と同額を仮徴収します。

ただし、4月以降の保険料が変更になる人には「仮徴収額変更決定通知書」を送付しました。

なお、6月以降に仮徴収額が変更になる人には5月以降に「仮徴収額変更決定通知書」を送付します。

また、10月以降の特別徴収（本徴収）額は7月中旬に通知します。

問合せは高齢者医療保険課（0798・35・3110）へ。

口座振替の選択

特別徴収の対象になる人が

また、10月から新たに特別徴収に切り替わる人は、6月～9月は普通徴収になります。なお、年度途中に保険料の変更があった場合、その年度の特別徴収は中止となる場合があります。

口座振替を希望する場合、別途手続きが必要になります（新たに特別徴収になる人で、現在、保険料を口座振替で納めている人も手続きが必要です）。

10月から特別徴収の対象になると思われる人には、4月中旬に手続きについての案内を送付します。また、今後特別徴収の対象になる人にも順

次案内を送付していきます。口座振替を希望する場合は、案内に従って手続きしてください。一度手続きをすると口座振替が継続されます。

なお、口座振替を選択した場合でも、振替不能が続くなど、納付状況によっては、特別徴収に切り替える場合がありますのでご注意ください。

雨水利用 はじめませんか

雨水タンク・浸透枳の設置を助成

市は、雨水タンクと浸透枳（ます）の設置に対する助成制度を実施しています。

雨水タンクは屋根に降った雨をためる施設で、浸透枳は流れ込んだ雨水を地中に浸透させる施設です。この助

成制度は、雨水タンクと浸透枳を市内に普及させることで、側溝や下水道管に流れ込む雨水を少しでも減らして浸水被害の軽減を図るとともに、雨水を土に返して健全な水循環を構築することを目指

生ごみ処理機等 購入に補助金交付

一般家庭で生ごみの減量や堆（たい）肥化を推進するため、生ごみ処理機や生ごみ堆肥化容器を新たに購入する（事業所を除く）に補助金を交付します。

※過去5年以内に補助金を受けている人は除く

【補助内容】1世帯に1基限り（堆肥化容器は2基まで）。1万円を限度に購入費（消費税含む）の2分の1（100円未満切り捨て）を助成

【補助基数】70基程度

【申請方法】必ず購入前に予約が必要です。購入を予定している場合は、電話で美化企画課（0798・35・8653）に直接予約を。申請書を郵送します

【受付期間】来年1月31日まで ※申請額が予算の上限に達した時点で終了

市は、生物多様性に配慮した緑豊かな潤いのあるまちづくりを推進するため、「住まいの緑化助成制度」を設けています。

助成にはいくつかの条件があります。助成の重複は不可。工事着工前に必ず申請してください。

なお、道路に飛び出した枝などは大変危険です。樹木の適正な管理をお願いします。申込方法など問合せは花と緑の課（0798・35・3682）へ。

申請受付は、来年1月31日までです。市が申請を承認した後に購入・設置したものが対象です。なお、申請額が予算に達した時点で終了となります。詳しくは市のホームページ（くらしの情報）下水道・河川↓各種申請・手続き）をご覧ください。

問合せは下水道課（0798・35・3654）へ。

緑豊かな 住まいへ

各種助成制度の利用を

【助成条件など】生け垣工事：①生け垣の延長が3m以上あり、②高さ1m以上の常緑樹を用いて、生け垣1mにつき3本以上植えて支柱を設置する場合。限度額5万円▽植栽工事：上木（高さ3・5m以上）、中木（高さ1・5m以上）を合わせて3本以上植栽する場合。限度額3万円▽壁面緑化：建築物やネットフェンス、ブロック塀などに、木本性・多年性のつる植物を1mにつき3株以上植栽し壁面を覆う場合。限度額10万円▽屋上緑化：植栽に必要な土の厚みを持ち、雨水がかかる建築物上に緑化する場合。限度額15万円▽ビオトープ設置：水生生物などの生育可能な施設（0・5平方m）を新たに設置し、施設の周囲に高さ0・3m以上の樹木を1平方m当たり3株以上植栽するもの。限度額5万円

貝類館発行の冊子「海辺からのたより」 広告主を募集



市は、貝類館発行冊子「海辺からのたより」の広告主を募集します。貝の不思議や西宮の自然などを紹介している冊子で、同館のほか、各支所・公民館、市立小学校などで配布します。A4判で40

00部発行の予定です。募集内容など詳しくは市のホームページ（事業者向け情報）市（の）の（）に掲載している募集要項、仕様書、西宮市広告掲載要綱・基準をご覧ください。

食品衛生監視指導計画を策定

ホームページ等で閲覧可能

市は、平成25年度西宮市食品衛生監視指導計画を策定しました。

計画は、食品衛生課、情報公開課（市役所本庁舎7階）、

各支所・市民サービスセンター、アクタ西宮ステーションで閲覧できるほか、市のホームページ（くらしの情報）健康↓食品衛生）にも掲載されています。

また、策定にあたって実施した意見募集に寄せられた市民の皆さんからの意見と、それに対する市の見解を合わせて公表しています。

問合せは保健所食品衛生課（0798・26・3668）へ。